

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案

平成24年(2012年)2月14日提出

札幌市長 上田文雄

札幌市図書館条例の一部を改正する条例

札幌市図書館条例(昭和25年条例第20号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条中「収集整理保存して、一般市民」を「収集し、整理し、保存して、市民」に、「調査、研究」を「調査研究」に、「行なう」を「行う」に改める。
- (2) 第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

館長は、次に掲げる者に対し、入館を拒み、又は退館を命じることができ

- (3) 第6条第1号中「幼少で」を削り、同条第2号中「恐れ」を「おそれ」に改める。
- (4) 第11条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(理 由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による図書館法の一部改正に伴い、札幌市図書館協議会の委員の任命の基準を定める等のため、本案を提出する。